

恵庭市告示第 43 号

市税等の収納事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づく収納事務の委託について、同第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

恵庭市長 原 田



1. 委託事務

コンビニエンスストア収納業務

2. 指定公金事務取扱者（委託の相手方）

東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号 日本橋日銀通りビル 5 階
地銀ネットワークサービス株式会社

3. 対象とする市税等

- (1) 市・道民税（普通徴収に係るもの）
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 軽自動車税種別割
- (4) 国民健康保険税（普通徴収に係るもの）

4. 指定年月日

令和 7 年 4 月 1 日

5. 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで